

怪火か光明か

— 日本における発光するものに対する好悪感覚の変化 —

山本陽子*

光り輝くということは、現在の日本では素晴らしいものとして好意的に捉えられている。しかし日本古来の感覚において、日月以外の発光するもの全てが、必ずしも肯定的に迎えられていたわけではない。好意的に捉えられない光とは何であったのか、発光を奇跡として賞賛する仏教が浸透したことによって、光に対する感覚にどのような変化が起こったのかを考えたい。

一 『日本書紀』の光るもの

『日本書紀』では、光を好ましいものとする印象的な神話が知られている。天照大神が天石窟に籠って常闇になった国内が、磐戸が引きあけられた時の光は「日神の光、六合に満みにき。故、諸の神大きに喜び」と歓迎される。また神武天皇の東征時に飛来した金の鳶は「其の鷄

光り燐燐きて、状流電の如し。是に由りて、長髓彦が軍卒、皆迷ひ眩えて、復力め戦はず」と形容され、その光が威力となって敵は敗れる。

『日本書紀』において天照大神が日神、月読尊が月神とされるゆえであるが、さらに『日本書紀』を「光」字で検索すれば、「光宅」「光臨」のように、天皇や皇室の祖先の行動に関する敬称としても用いられている。

もっとも『日本書紀』に登場する「光」るものは、天皇とその祖先にあたる神々に限らない。「光」字の用例には、美称として使われた十一件と、經典名の『金光明經』六件、人名十三件も含まれる。人名は卷二下天孫降臨の瓊瓊杵尊の美称としての天津彦國光彦、卷二九の使者上寸主光父を除けば、卷二二以下の百濟人と僧侶名である。

これらを除外した二〇件の「光」字の使用箇所とその内容について、【表一】とした。まず光を放つ神として、先の日神である天照大神のほか、「其の光彩しきこと日に亞げり」とされる月読尊が挙げられ、その子孫の雄略天皇が産まれた場面が「神光殿に満めり」とされる。

しかし光を放つ者は、日月神と天照だけではない。大三輪の神は「神しき光海に照して」、豊玉姫は「海を光して」現れ、井の中より出て来た国つ神の井光も、「光りて尾有り」と記される。注目したいのは、卷第二神代下の天孫降臨において芦原中國の平定されていない情況が、然も彼の地に、多に螢火の光く神、及び蠅聲す邪しき神あり。復草木成に能く言語有り。(以下、傍線は筆者による)

と表現されることである。ここでは螢火のように発光することが、忌避すべき邪神の形容として用いられている。

また光を放つ物としては先の金鷄の他に、不知火・焼討の火・真珠・雷・星が挙げられる。金鷄や船に岸を教えた不知火、嶋の神が求めた真

【表1】『日本書紀』における「光」字の使用箇所（人名と美称を除く）とその内容

	光の正体	原文
卷一 神代上	天照大神	於是、共生日神、號大日靈貴。此子、光華明彩、照徹於六合之内
	月読尊	次生月神。其光彩亞日、可以配日而治。
	天照大神	是時、天手力雄神、侍磐戸側、則引開之者、日神之光、滿於六合。
卷二 神代下	大三輪神	于時、神光照海、忽然有浮來者。此大三輪之神也。
	邪神	然、彼地多有螢火光神及蠅聲邪神、復有草木成能言語。
卷三 神武天皇	豐玉姬	豐玉姬自馭大龜、將女弟玉依姬、光海來到。
	井光（国神）	至吉野時、有人出自井中、光而有尾。
卷七 景行天皇	金鷄	乃有金色靈鷄、飛來止于皇弓之弭、其鷄光晔煜、狀如流電
	不知火	夜冥不知著岸。遙視火光、天皇詔挾抄者曰「直指火處。」因指火往之、即得著岸。
卷十二 履中天皇	不知火	天皇問其火光之處曰（中略）然不得主、茲知非人火。
	火事	太子、到河内國殖生坂而醒之、顧望難波、見火光而大驚、
卷十三 允恭天皇	嶋神の請う珠	差須臾之出口「於海底有大燄、其處光也。」
卷十四 雄略天皇	雄略天皇	天皇、産而神光滿殿、長而伉健過人。
卷十五 顯宗天皇	譬え	日月出矣而燭火不息、其於光也不亦難乎。
卷十九 欽明天皇	樟木	泉郡茅渚海中有梵音、震響若雷聲、光彩見囉如日色。
	放光仏	命畫工造佛像二軀、今吉野寺放光樟像也
卷二十 敏達天皇	日羅	時、日羅、身光有如火焰、由是德爾等恐而不殺。
	日羅	遂於十二月晦、候失光、殺。
卷二九 天武天皇下	雷	雷光南方而一大鳴、則天災於民部省藏廬舍屋
卷三十 持統天皇	星	是夜、熒惑與歲星、於一步内午光乍沒、相近相避四遍

珠の光は、天皇を助ける正の方向に働くが、兵火や雷光、熒惑星と歳星の異常な動きと光り方は、吉例とはいえない。特に雷光は、『日本書紀』巻第十四雄略天皇七年秋七月に、三諸岳の神を少子部連螺贏に捕まえさせて天皇が見ようとしたとき、齋戒しなかった天皇に対し、

天皇、齋戒したまはず。其の雷、かみひかりひろめ 臆きて、目精赫赫まなごとかかやく。天皇、かじ 畏みたまひて、目を蔽おほひて見たまはず、殿中に却入れたまひぬ。
と、雷神が臆おそひ目めを赫赫かがやかせ、天皇を畏れさせているので、神の怒りの表れということになる。

『日本書紀』において光は無条件に尊ばれるのではなく、好ましい事柄や形容と、忌むべき事例の双方に用いられる両義的な存在である。なぜ忌まれる場合があるのか、巻第十五顯宗天皇即位前記の、兄から天皇位を譲られた弟が、それを断る箇所の光に関する譬えに注目したい。
日月出づれども、燭火息まず。其の光に於きて、亦難またはばかりあらずや。
『莊子』に由来するこの比喩は、太陽や月が昇ってもなお燈火をつけておくと、その火の光は不用なばかりか却ってわずらいとなるだろう、と日月の前の燈火の価値を否定し、むしろ「難」とする。

この比喩は、日月神を祖とする皇室とそれ以外の神々の関係にも当て嵌め得るのではないか。すなわち日月とその末裔である天皇家以外の神々が光を放つ事実は否定しない。ただしそれらの神々が日月や天皇に貢献するためではなく、自己の存在を主張しようとする場合に発光することの評価は一転して、「難」として忌まれることになる。

二 説話と古記録上の光物

中世の記録上で「光」の文字は、美称や貴人の名前の一文字として極めて多く使われるようになる。例えば〈大日本史料総合データベース〉⁽⁸⁾を「光」字で検索すると、該当数は七万五千余件に上る。しかし日月以外で発光するものに関する忌避感(9)は、決してなくなつたわけではない。『今昔物語集』巻二十七「西京人見応天門上光物語第三十三」⁽⁹⁾に

【表2】大日本史料総合データベースによる光物（34件の内、「～光、物を献ず」のような19例を除く）

	編/冊/頁	和暦	西暦	内容	解釈	対策	備考
1	3編3冊914頁	嘉保2年10月2日	1095	禁中北中門方有大光物（裏書）	有人魂之疑	招魂祭	中右記
2	3編903冊131頁	長承3年7月2日	1134	是夜、光物アリ			中右記
3	3編903冊163頁	保延4年5月2日	1138	光物アリ			興福寺別當次第
4	3編903冊492頁	嘉応2年1月4日	1170	日吉社に光物あり、其色、虹の如し			百練抄
5	3編903冊507頁	承安1年9月18日	1171	光物あり、諸国を飛過す	(流星か)		立川寺年代記
6	3編903冊575頁	治承1年5月2日	1177	東北の天に光物あり	怪異歟		顯広王記・仲資王記
7	3編903冊602頁	治承3年3月2日	1179	多武峯怪異、洛中に光物あり、			玉海・山槐記・百練抄
8	3編903冊632頁	治承4年9月15日	1180	光物あり、坤より艮に赴く	流星歟		明月記
9	3編903冊654頁	養和1年6月18日	1181	京中に光物あり	是則天変	招魂祭	吉記
10	3編903冊672頁	寿永1年6月20日	1182	鎌倉に光物あり	(流星か)		吾妻鏡
11	5編904冊792頁	建長5年2月21日	1253	京都光物あり	流星歟		百練抄
12	5編905冊6頁	康元1年6月14日	1256	石清水八幡宮鳴動して光物あり、鎌倉も亦光物あり	但為流星之由、其中如流星之		經俊卿記・百練抄・吾妻鏡・不知記・皇代曆・皇代略記・皇年代略記・假名年代記・建長寺年代記・新撰和漢合圖・本國寺年譜・異本塔寺長帳
13	11編913冊344頁	慶長8年1月14日	1603	夜、光物あり、山城將軍塚鳴動す			興福寺年代記・時慶卿記
14	12編4冊1010頁	慶長12年7月22日	1607	是夜、京都光物アリ、八月九月マタ見ユ	人玉飛		孝亮宿禰日記記・言經卿記・当代記
15	12編5冊580頁	慶長13年6月5日	1608	大坂光物見ゆ、		三宝院義演をして祈禱	義演准后日記・当代記・孝亮宿禰日記

は、以下のような逸話が載る。

応天門ノ上ノ層ヲ見上タレバ、真サオに光ル物アリ。暗ケレバ何者トモ不見エヌ程ニ、嘯ねずなきヲ類ニシテナムカ、ト咲わらケル。頭毛太リテ死ヌル心地シケレドモ、狐ニコソハ有ラメト思ヒ念ジテ過テ、西様へ行ケルニ、豊樂院ノ北ノ野ニ円まるナル物ノ光ル有リケリ。其レヲム鳴なル箭やヲ以テ射タリケレバ、射散スト見ケレバ失ニケリ。(中略) 其ノ怖シト思ケル氣ニヤ、日来温ひじろあたたかテナム病ケル。

すなわち、夜中に真青に光る物が鼠鳴きをして笑うのを見た男は、怯えて「頭毛太リテ死ヌル心地」となり、さらに西へ行つて「円ナル物」が光るところへ鎗矢を以て射散らしたが、恐怖から発熱して寝込んでしまったという。狐の仕業であろうと念じて射散らすほどの猛者にとつても、夜光るものは熱を出すほど恐ろしい、とされていたのである。

このような夜に光を発するものは、中世には光物と呼ばれ、その出現はときに歴史上の事件として対処された。先の〈大日本史料総合データベース〉を「光物」の語で検索すると【表2】のごとく、十二世紀を中心に十五件の事例が挙がる。

例えば『中右記』嘉保二年（一〇九五）十月二日条では、

是日、禁中ノ怪異ニ依リテ、招魂祭ヲ行フ

とあり、その原因として同書裏書に、

二日、夜禁中北中門方有大光物は有人魂之疑、右大将被宿任間、彼前駟人、彼是見付也、

被奏事由、三个夜有招魂御祭、從今夜始

とある。光物に人魂の疑い有りというので、怪異の対策として招魂祭が行われたのである。また養和元年（一一八一）六月十八日の『吉記』にも、「京中有光物、内裏被修招魂祭七座之間」と、光物の対応として招

【表3】日本古文書ユニオンカタログによる光物（8件のうち同内容の4件（2）と2件（3）はまとめる）

	文書名	年月日	西暦	内容	原因	結果	底本コード
1	東寺百合文書	文明18年9月21日	1486	於寺中光物出現ノ怪異吉凶事	凶事	慎	x0030001
2	東寺百合文書	長享2年2月10日	1488	賀茂在重東寺々々中光物吉凶占文	神不浄祟	慎	62620100・62620109・32620280・x0030001
3	八幡宮神前怪異吉凶勘文	文亀1年9月2日	1501	光物飛候怪異吉凶如何	流星不限	慎	東大寺文書 32650069・62650037
4	談山神社文書	寛文4年2月25日	1664	多武峯大織冠尊像破裂目録・光物			談山神社文書 (32650049)

魂祭が行われた例が見える。

また中・近世の寺社の吉凶占文、⁽¹⁰⁾例えば賀茂在重東寺々々中光物吉凶占文では、

今月七日亥時 於東寺、中光物吉凶占
文事

推之神不浄祟口舌病事等也怪日以後廿日之内十一月十二月戊巳日尤慎也 兼而被祈謝者其咎消哉

二月十日 凶書頭在重の如く、境内に出現した光物について、東大寺や東寺、談山神社等から陰陽道の賀茂在重に伺いが立てられ、その原因として「神不浄祟」などと推察され、対応として慎む期間が示され、祈謝によりその咎を消すことが勧められている【表3参照】。

後の慶長十二年（一六〇七）七月二二日及び八月九月の『孝亮宿禰日次記』では、光物と人玉の呼称が混在しているが、八月の人玉では「招魂法事、宝輪院へ祈念之事申遣之」と、陰陽道系の招魂祭ではなく仏式による法事が催されたようである。また慶長十三年（一六〇八）六月五日の『義演准后日記』に「もともと光物が流星の類と判断された場合もある。先の『吉記』養和

元年六月十八日条には続けて「後日天文奏、是即天変云々」と、天文方より天変との奏上があったことが記されている。『明月記』治承四年（一一八〇）九月十五日の「自坤赴良」と方向が明確で「散空中了」とされる光物は「若は大流星歟」とあり、『百練抄』建長五年（一二五三）二月二日条の光物も「流星歟」という。康元元年（一二五六）六月十四日の『経俊卿記』以下諸記録に見える光物も「但為流星之由」「其中如流星之」と記される。また『立川寺年代記』承安元年（一一七一）九月十八日条「光物諸国回」は、光物が諸国で見られたことから、『吾妻鏡』寿永元年（一一八二）六月二〇日条は、「其光及数丈」とあることから、流星と推測される。

しかしこれらの流星にしても『経俊卿記』康元元年六月十五日の、昨日已刻八幡宮有光物又々鳴動云々但為流星之由風聞南都同如此云々

と、八幡宮の鳴動とともに記され、また慶長八年一月十四日の『時慶卿記』に「大火光」と「將軍塚鳴動」が同時に書かれる。流星と見なされた光物もまた、天変や神の怒りの現れとされている。日月以外で、人手を経ずに光るものは、人魂も流星もともに光物と呼ばれ、危惧の対象とされて正体について陰陽家に伺いが立てられ、その指示の下に招魂祭や慎みが行われている。

このほか光物の記事は、『看聞日記』のような室町時代の皇族・貴族の日記にも頻出する。高谷知佳によればこの時代の凶兆としての怪異は、はじめは寺社からの異議申し立ての手段として発信されていたものが、後には凶事が起きるたびにその前兆であったとして、「風聞としての怪異」が多く語られるようになったという。高谷の挙げるそのような怪異の一例として、光物も凶兆に含まれている。

三 〈怪異・妖怪伝承データベース〉上の「光物」

このような日月以外で光るものを忌む古来の意識は、いつごろまで存在したのだろうか。そこで近世から現代における怪異に関する民俗学関係雑誌、および近世の随筆集と都道府県史の民俗編から収録した、国際日本文化研究センターの〈怪異・妖怪伝承データベース〉⁽¹³⁾によって「光物」で記事を検索すると、【表4】の十六例が挙がる。

このうち人魂に該当すると思しきものが次の二例（以下要約は同データベースから抜粋）、

ある家の棟からマグネシウムを焚いたような丸い光物が上って真っ直ぐに降りた。一週間位してその家の主人が病気で亡くなった。⁽¹⁴⁾

自動車運転手殺しの犯人が死体を相模湖に落とした前夜、その近くで光物が飛ぶのを見た人がいる。⁽¹⁵⁾

流星と思しきものが次の四例、

正徳四年十一月十一日夜五ツ刻過ぎ、辰巳の方角から戌亥の方角へ光物が飛んだ。末に至って二つに分かれて雲中へ入った。大鉄砲のような音がした。⁽¹⁶⁾

享保四年七月二日夜五ツ前、丑寅の方角に大きな大茶碗のような光物が出て、未申の方角へ飛んでいった。通っていった跡はしばらく消えなかった。⁽¹⁷⁾

江戸時代、一目連の近くの多度山で光物と怪音があった。同時に巨石が落ちてくるが、一目連社のすぐ近くで止まったという。⁽¹⁸⁾

昭和三〇年二月五日午前五時二〇分頃、長屋から外に出ると突然長屋の屋根の西の大樹の間越しに自動車のライトのような青白い光

物が現れ相模湖の南へ飛んでいった。他にもこれを見た人がおり、新聞にも掲載された。⁽¹⁹⁾

他に「夜、たますい（光物）を見ると出世しない」という「俚諺的俗

【表4】 怪異・妖怪データベース（光物で検索）

呼称	データベース番号	内容	正体とされるもの	吉凶	場所
飛びだま	1840095	青白い光物が相模湖の南へ飛んでいった	(流星か)		神奈川県
遊び魂 魂	1870007	棟から光物が上った。主人が亡くなった。		凶	兵庫県
籠石	0150069	光物と怪音 巨石が落ちてくる	(流星か)		三重県
河童	6360005	光物が流れ着いて 犁の刃			広島県
光物 飛火	0780141	光物が出る 曼荼羅様を見つけ、	曼荼羅様	凶吉	新潟県
光物	6590022	光物が飛んできて日蓮の座上に現じ		吉	神奈川県
光物 逢火	4830018	光物 逢火 とともに青鵲	青鵲（青鷺）		京都府
光物	3490126	光物が現れ 弥陀の尊像	弥陀の尊像	凶吉	滋賀県
光物	4830020	光った 鬮籠のような大きさの少し平たい物	鬮籠のような物		奈良県
光物	6460035	光物が出る 白い御幣	安馬大明神		東京都
光物	3060022	光物 中に光を発する真珠。	真珠	凶吉	兵庫県 日本書紀
光物	6460002	光物 2つに分かれて雲中へ入った	(流星か)		不明
光物	6460013	光物 跡はしばらく消えなかった	(流星か)		不明
光り物	1840097	死体を落とした前夜、その近くで光物			神奈川県
光りもの	3610032	光りもの 銭八文落ちていた。	(カネダマか)	吉	神奈川県
たますい 光物	1232988_001	夜、たますい（光物）を見ると出世しない		凶	栃木県

「信」が一件、光の正体である錢八文がその家を富ませるといふ後述の「カネダマ」に類する話が一件、斬首されそうになった日蓮の上に光物が出現したという霊験譚が一件ある。他の七件は光物の正体に関するもので、うち一件は光物の正体を青鵠と解釈するもの、三件は特定の光物の正体を、犁の刃、髑髏のような平たいもの、鮑貝の真珠と突き止めた話である。

残る三件の光物の正体は「曼荼羅様」「弥陀の尊像」「白い御幣」で、寺が火災にあって、焼けてしまった。しばらくして寺から光物が出るようになった。近くで仕事をしている人が、曼荼羅様を見つけ、それを寺に返却した。表装は焼けていたが、中身は残っていたのである。⁽²¹⁾

親鸞聖人が近江国を行脚している時、湖水に光物が現れて、漁師が困っていたのを聞き、舟に乗って一心に称名して、光が出るころを袈裟ですくったところ、弥陀の尊像が舟に飛びのったという。⁽²²⁾ 享保十二年閏正月頃より、亀戸天神社の東にある香取明神社の森に光物が出る由の申触が出ていたところ、五月二九日に突然鳴動し神木の松の木が折れ、その枝に白い御幣が付いていた。誰が言うでもなく、これは常陸国の安馬大明神が飛んできたのだと噂が立った。⁽²³⁾ と、いずれも礼拝の対象とされる神仏の出現譚となっている。

この〈怪異・妖怪伝承データベース〉に見る近世から現代の民間伝承の光物の呼び方には、光物以外に「飛びだま」「遊び魂」「魂」「飛火」「逢火」「たますい」のごとく、多くの別称が見られる。またその正体とされるものは、〈大日本史料総合データベース〉が人魂と流星に限られることに比して多様であり、神仏のような礼拝対象も含まれることが注目される。

四 〈怪異・妖怪伝承データベース〉に見る「光」

そこで〈怪異・妖怪伝承データベース〉の怪異に関する記事を、あらためて「光」という文字によって検索した。同データベース中には、隣り合う地域や複数の随筆集で同じ伝承が重複して採集された事例や、何を怪異現象とするかの判断により採否が分かれる事例、要約の仕方によって検索から外れる場合もあるもので、必ずしも厳密とはいえない。それでもデータの数量から、近世から現代の民間における「自ら光るもの」に対する好悪感覚のおおまかな傾向を、把握することが可能であろう。

同データベースの要約文を「光」で検索すると、九八七件の記事が挙がる。ただしここには本田善光や善光寺のような光の付く寺社名と地名と人名が多数含まれるので、これらを除外し、国外の事例三件を除外すると、光に関する国内記事は六二四件となる。ここから日月と雷に関する二五件を除外し、「眼光鋭い」のような目の形容および「目」や「眼」が光ることに関する記述の六五件については、別問題として扱うために除外すると、対象データは五三四件となる。なお、光の正体については重複して言及される事例もあるので、総数は必ずしも一致しない。

光物についての単なる目撃譚（四九件）と、解説（十一件）見分け方や対策（六件）を除くと、他の内容は何らかの形でその正体に触れている。このうち先に挙げられた人魂に類するもの（水死者も含む）が五九件、流星の記述と思しきものが二一件ある。しかし光の正体とされる事例で最も多いのは、神仏に関する事例の一七一件で、内訳は仏教関係が一一件、神に関する事例が六〇件、十字架が一件である。

これに次ぐ正体として生物が一四二件あり、キツネの狐火が五六件、

類例としてムジナの火が二〇件、タヌキが四件あるが、他にヒヒが三件、ネコ・ヤマネコ・シカ・イタチ・ネズミが各一件、ヤマドリ・ゴイサギ・キジなどの鳥類が二七件、ヘビが八件・クモが三件・ガマ・ミノムシが各二件・ホタル・ムカデが一件、アワビが四件・緋鯉・サメが各二件・タイ・タコが一件と、光るとされる生物の種類は多様である。妖怪に類するものでは天燈竜燈が六件、ケンムンが五件・天狗・河童の類が各四件、山姥とのっぺらぼうが各二件、赤蜂・二恨坊・鬼・オーテンバク・牛鬼・「おぞきもの」が一件ずつ、物体では石が一五件、木が八件、「カネダマ」の類が八件、刀が五件、宝物が四件、埋め方の悪い胞衣が三件、他に矢・槍・握飯・盤額・傘の骨・鏡・提灯・「髑髏のような少し平たいもの」が各一件ある。

五 〈怪異・妖怪伝承データベース〉に見る「光」の好悪感覚

それではこれらの多様な「光るもの」は、どのような好悪感覚の下で語られているのか。これら五三四件の事例の中には、その光に対する感覚や、発光の結果として起こったとされる事柄が記されたものが二四九件含まれている。そのうち「気味が悪い」・「怖がる」・「困る」・「怪しむ」・「ゾッと寒気が走った」・「目がくらんで歩けなくなる」などの負の感覚や、「病みつく」・「怪我をする」・「手がきかなくなる」・「人が死ぬ」・「悪夢を見る」・「狂い死にする」・「ケチがつく」・「災厄が続く」・「不幸ごとが続く」・「出世しない」・「化かされる」・「道に迷う」・「遭難する」・「不漁になる」といった悪い結果の事例は九四件である。

これに対して「灯火代わりとなる」・「道が判る」・「波が静まる」・「占いが当たる」・「魔物から逃げられる」・「金持ちになる」・「縁起が良

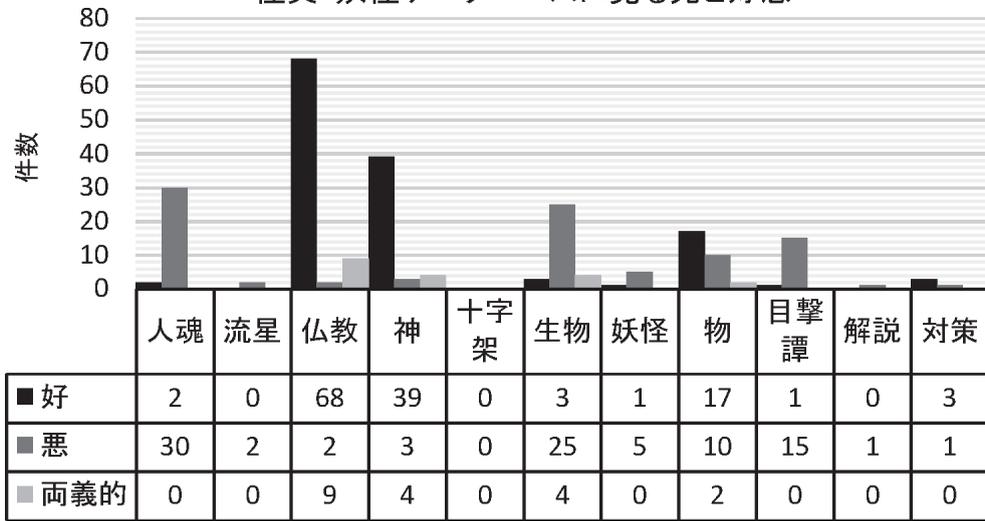
い」・「水が湧く」・「水が引く」・「仏像が見つかる」・「仏像の用木が見つかる」・「宝物が見つかる」・「豊作になる」・「大漁になる」などの好ましい結果をもたらした事例は一三一件あり、悪い事例よりも多い。

また「海中に光るものがあった、漁人は皆、恐れて海に出なかった。夢に老僧が現われ、引き上げるように告げるので、網を入れると蓮如上人の御真筆による軸が上がった⁽²⁷⁾」という事例のように、当初は良くない事例であったものが何かのきっかけにより好ましい結果に変わる、或いは「家が落ち目になると、かまざるような大きな光り物が中空を飛んだ。光の入った家の者は長者になった⁽²⁸⁾」という事例のように、出た家と入った家との立場により好悪が反転する、両義的な事例が一九件ある。

なぜ光るものに好意的な事例が多いのか、そこで光の正体とされるものごとと分類して、それぞれが良い事例か否か、或いは両義的か記述がないかを、それぞれ〔怪異・妖怪データベース〕に見る光に対する好悪観グラフ1〔7〕に見た。すると、好悪感覚については、発光するもの正体によって、好悪にかなり明確な相違がみられる。

光の正体が人魂とされる場合【グラフ1】は、ほとんどが人の死と関連付けられて忌まれ、好ましい事例は二件のみである。流星【グラフ2】の二件も凶兆とするものである。正体が生物の場合【グラフ3】は、化かされる・道に迷う・物を盗られるなど悪い結果をもたらす事例が二五件、大漁をもたらすなど正の結果が三例、両義的とした四例は『日本書紀』⁽²⁹⁾の、不漁なので光る鮑の真珠を採って嶋の神に祠ると豊漁になった話に基づくが、ここでは鮑の祟りによる不漁とも、嶋の神が真珠を喜んだ結果の豊漁とも取れるものである。妖怪【グラフ4】では、天狗の灯した火以外は、追いかけられる・腸を食われるなどの良くない場合

怪異・妖怪データベースに見る光と好悪



が五件、と光るものに嫌悪感を抱く事例が多い。

これらと対照的なのが、神仏に関する事例である。仏教に関連する光【グラフ5】では、好ましい事例が一二件中六八件と半分以上を占め、悪い事例は二件のみである。良い事例としては、仏像やその用材が発光して発見され祀られたという仏像や寺院の由来譚が極めて多く、四九件にのぼる。このほか先に第三章に挙げた「弥陀の尊像」の発見譚（註22参照）のような、話の前半では嫌悪されるが後半では仏像出現譚として尊ばれる両義的なものが九件ある。

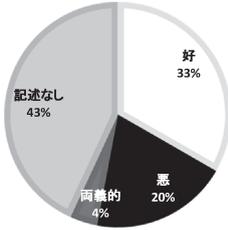
また、好悪の事例としての数に含めてはいないが「観音さんの代わりにいわしの頭を入れておいた。女中がそれを拝むのを見て他の女中は笑っていたが、そうしているうちにいわしの頭に後光がさしたという⁽³⁰⁾」の如く、光明・後光・御光・靈光のように光に関する仏教的な好ましい用語が使われる場合が三一件ある。

神に関係する光の好悪に関する場合【グラフ6】においても、好ましいとする事例が六〇件中三九件、忌まれるものは三件と、好ましい事例の方が多い。発光が神体の発見や神社の創建につながる由来譚が二四件あり、神に関する場合も仏教と同様の好ましい例として加えたので、その半分以上を占めることとなったのである。他に水が湧く・水が引く・光を目印に帰る着くなどの事例がある。またこれらと別に「光り物が現れ百章を悩ました。祠を建て大蛇を祀るとそれは止んだ⁽³¹⁾」事例のように、両義的なものも四件ある。

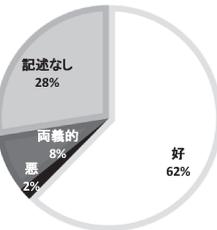
正体が物体の場合【グラフ7】には、やや特殊なものとしてこれを得た者に富をもたらす「カネダマ」の類があり、好ましい事例としての六件と、飛び込んだ家は富み、出て行った家は没落する両義的な事例が二件挙げられる。それ以外では名剣が活躍したり、夜光の玉や古木が怖れ

【(怪異・妖怪データベース)に見る光に対する好悪観グラフ1～7】

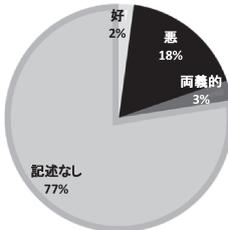
(7) 物体の光に対する好悪観



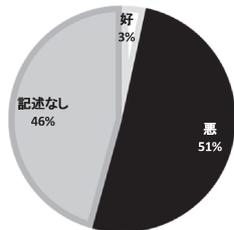
(5) 仏教の光に対する好悪観



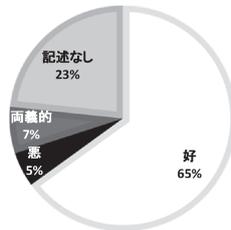
(3) 生物関係の光に対する好悪観



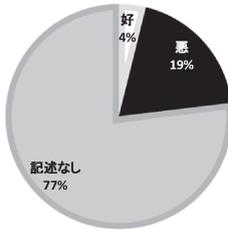
(1) 人魂の光に対する好悪観



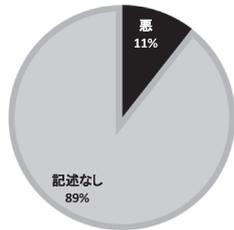
(6) 神関係の光に対する好悪観



(4) 妖怪の光に対する好悪観



(2) 流星の光に対する好悪観



られたり灯火代わりにされたりと、好悪はほぼ同数である。
 人魂・流星・生物・妖怪では、好ましい事例よりも悪い印象や結果の事例が多いことに対し、仏教・神では好悪の割合は逆転し、好ましい事例の方が圧倒的に多い。発光するものの正体が人魂や流星や生物や妖怪の場合、その光の多くが凶兆として忌まれることと対照的に、仏教や神に関連する場合は、逆に光が尊ばれる事例が多いのはなぜなのか。そこには日本に伝来した仏教が当初から持つ、発光を貴ぶ性格が影響を及ぼしているのではないか。

六 仏教における光の好悪感覚

もともと仏教では、釈迦の個人的特徴とされる三十二相のうちにも、「如來身皮皆眞金色。光潔晃曜如妙金臺。」と皮膚が金色で光る金色相や、「如來身光面各一尋。」と身体より発する光が一尋(あるいは一丈)に及ぶ丈光相、「如來眉間有白毫相。右旋柔軟如靚羅綿。鮮白光淨踰珂雪等。」という眉間の白毛が雪の白光に喩えられる白毫相などが挙げられる。また、如來が三昧に入ったたり説法したりする場面においても、『妙法蓮華經』に「佛説此經已。結加趺坐。入於無量義處三昧。(中略)爾時如來放眉間白毫相光。照東方萬八千佛土。」と、眉間の白毫から光が放たれ世界が照らし出されると記されるごとく、発光は好ましい奇跡として語られる傾向が強い。

古代日本においても、先の『日本書紀』卷十九欽明天皇十四年八月に漂着した檣木は、

梵音す、震響雷の聲の若し。光彩しく晃り曜くこと日の色の如しと、書かれる。鳴動と光物は中世ならば怪異として忌まれるべき要素の

はずであるが、この言葉遣いからは好ましい奇跡として読める。ここで天皇は溝邊直に命じ、

是の時に、溝邊直、海に入りて、果して樟木の、海に浮びて玲瓏くを見つ。遂に取りて 天皇に獻る。畫工に命じて、佛像二軀を造らしめたまふ。今の吉野寺に、光を放ちます樟の像なり。

と、樟木を取らせ、仏像を造らせたのが吉野寺の放光仏といい、結果は仏像の用材の発見譚となり、その放光は仏像の呼称とされている。

さきの〈怪異・妖怪伝承データベース〉にも、前者の放光仏の話が見え、民間でも語られていたことが判る。また「夜中に光り物があった。翌朝見ると古木で、えもいわれぬ芳香のある霊木（中略）霊木から達磨の座禅像を彫り上げた」⁽³⁶⁾「山が光るのを見た。帰りに寄って霊木を探すと、光る幹があり、大きな木があったので三体仏像を刻んだ」⁽³⁷⁾といった用材発見の類話を見ることが出来る。さらに「海中で光るものがあり、引き上げてみると観音立像だった」⁽³⁸⁾「土中から光明が輝いたので、掘り出してみると延命地藏尊であった」⁽³⁹⁾というような放光をきっかけとする仏像発見譚も数多く見られる。浅草寺の観音像の発見譚⁽⁴⁰⁾もあり、必ずしも全てが放光仏の用材発見譚に由来するわけではないものの、光を発することと、仏像やその用材の発見譚とが、古くから結びついて広まっていたことが判る。

また『日本書紀』卷二十敏達天皇十二年条には、日羅が「身の光、火焰の如きもの有り」⁽⁴¹⁾そのため暗殺者が恐れたという事例がある。『日本古典文学大系』本の該当箇所の註には「また身光を発したことは、のちに日羅が弥勒の化身とされるようになったことと関係があると思われる。」と書かれる。これに従えば、如来以外の僧侶や信者も光を放つとされる奇跡⁽⁴²⁾の、日本における最古例ということになる。

〈怪異・妖怪伝承データベース〉の光を発するものにも、生身の大日如来として「竹女を拝むと、全身から光明を放っていた」⁽⁴³⁾というお竹大日如来説話が数件あり、類話は空海や親鸞などの僧侶に関するものにも見られる。いずれの事例でも、結果を好悪の何れともしないので表の数値に加えていないものの、同じく光を発するとはいえ、夜飛ぶと光るというゴイサギやヤマドリ、キツネのたらすヨダレの光等に比べて、光明や後光といった仏教用語を使うこれらの事例は好意的に受け取られた感が強い。仏教伝来とともに「光る如来」「光る仏像」という概念が浸透し、仏教関係の伝承に限っては光を発するものが奇瑞として語られるようになったと考えられる。

七 神に関する光の好悪感覚

しかし、仏教と同じく礼拝対象である神社関係の事例の発光も、純粹に好ましい奇瑞として受容されたのかといえ、必ずしも同様とは言えない。さきの『日本書紀』の三諸岳の神は、斎戒しなかった天皇に対し、雷光で怒りを表したとされる。また中世の『後愚昧記』永和三年（一三七七）六月一日条の吉祥院の火事の原因について、

或云、自北野宮光物飛来此所、其後焼失、仍神火也云々、と、北野天満宮からの光物が飛来して火をつけたという風説を記す。ここでは神が意向を示す手段として、光物を発して火事を起こすこともあり得ると、考えられていたのである。

ここで注目したいのが、〈怪異・妖怪伝承データベース〉の神について、好悪の両義的に捉えられるとした以下の四例である。

大蛇がいたので殺して川に捨てた。以来川から光り物が現れ百章

を悩ました。祠を建て大蛇を祀るとそれは止んだ（註32参照）。

湧水から神光が輝き八つ頭の竜が二頭現れ戯れながら清水川を下り、山のひときは目立つ杉と榎の太木に分かれて昇天したという。

この姿を見たものは病気になったり死んだりした。この異変を鎮めるためにこの地を「山の神山」として神行（44）を行った。

白山神社の老松の根元には五色龍神が棲まわれており、この巨木にふれたり枝を持ち帰ると必ず不幸がおそった。やがて神社には誰も寄り付かなくなり荒れ果て、その頃から漁師の夢枕に訴えるように白山竜神が現れ、松の根に後光がさす光景が現れた。欣然として神社再建をすると、転じて福が齎（45）された。

この浜では毎年溺死する者が跡をたたなかったが、寛政三年九月のある夜に海面が光り輝いたので、村人がこの石を引き上げ、石上神社に祭ったのだ。以来、ここで溺死する者がなくなった。（46）

前の二例では、発光の正体は殺された大蛇や八つ頭の竜であり、それによって悩まされたり、見た者が病気になったり死んだりする忌まわしい存在として述べられている。その対策として「祠を建て大蛇を祀」ったり、その地を「山の神山」としたりすることが、神社や行事の由来譚となったものである。後の二例は、触れたりすると不幸になる松の巨木や、溺死する者が後を絶たない浜という忌むべき場所で、発光という異変に即して祭祀が行われ、問題が解消したという霊験譚となっている。

いずれの場合にしても、これらにおける光るものに対応する祭祀は、めでたい事例というよりは、災厄を鎮めるための已むを得ない措置という感触が強い。実際神社のうちには、御霊神社や北野天満宮のように恐ろしい神の祟りを鎮める目的で建立された例も少なくないのである。それを視野に入れば、先に神に関する好ましい事例とした中でも、神社

の建立譚二四件は、好悪の何れに分類されるのか、再考すべきかとも思われる。しかし採録された文面のみから、さらにはその要約文に基づいて、それぞれの神社の建立が吉凶のいずれと考えられていたかを判断することは、危険であろう。ここでは、それらの建立譚における光の役割が、好悪の双方にとらえ得る両義的なものであった可能性を指摘するにとどめておく。

八 両義的な仏像発見譚と僧侶の役割

〈怪異・妖怪伝承データベース〉の仏教関係の事例にも、光が好悪の両義的な立場に置かれるものが九件ある。このうち次の三件では、

親鸞聖人が近江国を行脚している時、湖水に光物が現れて、漁師が困っていたのを聞き、舟に乗って一心に称名して、光が出るところを袈裟ですくったところ、弥陀の尊像が舟に飛びのったという（註22参照）。

海中に光るものがあって、漁人は皆、恐れて海に出なかった。夢に老僧が現われ、引き上げるように告げるので、網を入ると蓮如上人の御真筆による軸が上がった（註27参照）。

その石（石観音）から夜に青い光が出るので村人は怖がった。庄屋の主人の夢に老人が出て、石を手厚く祀るようにと言った。すると石は大きくなっていき、現在では手のいぼに効用があると言（47）う。

と、人々が怖れていた光の正体が、引き上げられたり祀られたりすることによって好ましいものへと逆転する形の、尊像や蓮如真筆の軸の発見譚となっている。ここで、転化のきっかけとしての、親鸞の登場や、老人や老僧の夢告の存在に注目しておきたい。

また、次の四件では、当初、光を放つものが人々に疫病や不漁や狂い死にという、実害を及ぼす恐れべき存在とされている。

近江の国の霊木が流れ出して海で光り、魚が捕れなくなる。徳道上人が初瀬山に引き上げ、賢問親子が彫ったのが長谷寺の観音になった。⁽⁴⁸⁾

海辺の村で伝染病が流行り、夜に海上が光る。無気味な形の大木が光っていたので、焼こうとするが焼けない。行基が観音像を彫って祀ると、伝染病もおさまる。⁽⁴⁹⁾

法明寺の千年を経た楠が怪光を出し、天皇を病気にした。陰陽博士の占いにより行基が行って、七体の観音を刻んで安置したら天皇の病気も平癒した。⁽⁵⁰⁾

殺生橋が夜、怪光を出して人を狂い死にさせる。行基が七つに切って海に流し、着いたところに観音像を刻んで安置する。⁽⁵¹⁾

しかしここでも、事態が好転するきっかけとして、徳道上人や行基が登場することに注目したい。霊木を引き上げたり、七つに切って流したり、観音像を彫ったりすることによって問題は解消し、仏像やその用木は祟りを為すものから、礼拝の対象へと変化する。次も、前二例の類話で、

毎夜恐ろしい声を発したり怪しい光を放ったので殺生橋と呼ばれた。行基菩薩が錫杖で橋を八断して海に投じ、それが流れ着いたところ(52)で観世音の尊像を刻むと誓われた一片が長崎の脇岬村の観音である。

と、実害は記されないものの、怪音や怪光を発して同じく殺生橋と呼ばれるものが、行基により切って流され、漂着した場所で観音像に彫られる話である。

当初、発光によって人々を怖れさせ、あるいは漁獵を妨げ、病ませた

り狂い死にさせたりする存在であったものが、行基や徳道・親鸞、もしくは老僧などの夢告によってその正体を見つけ出して祀ったり、仏像に刻んだりすることで災厄は止み、問題が解決する。このような事例の存在を、大嶋善孝は「絵や彫刻が悪戯をする話」として注目する。

尊いはずの仏像や用木が光を発して人々を悩ませる怪異は、同データベースの残る一件の事例、

御堂のアミダ様が乞食が盗むとアミダ様の怒りを買ひ、仏像諸共に川に転げ落ちた。アミダ様は淵から光を放ったが人々は近づかなかった。仏像の流れ着いた部落では災厄が続いたため、人々はアミダ様の言に従い仏像を安置し、平和が戻った。⁽⁵⁴⁾

と同様に、盗まれたり放置されたりしていた仏像や用材が、自らを発見してもらう目的で起こしたこととして、解釈すべきであろうか。或いは、光を発して怪異を起こし人々を困らせる、畏怖すべき存在であった仏像や橋の材木に対して、行基や徳道や親鸞が、その言い分を聞き取って祟りを鎮め、霊験あらたかな仏像へと変じさせるといふ、悪霊鎮めの物語と解することも可能かもしれない。⁽⁵⁵⁾

いづれにしても、仏教伝来以前から存在する夜光るものに対する忌避感や、光明を尊び発光するものを怖れない仏教の僧侶が解決し、礼拝の対象となるものへと変化させる物語となっている。日月以外の光を怪光として怖れを抱く従来の感覚と、発光することを奇跡として尊ぶ仏教との出会いによって、新たな形の縁起譚が各地で生れているのである。

古代日本において、発光するものは日月とその末裔とされる天皇ばかりではなく、国つ神や邪神も光を放つとされた。しかしそれらの神々が日月や天皇に貢献するためでなく、その存在を主張する場合には、その

光は「難」^{はばかり}とされている。また中世には、夜光る「光物」は、人魂、或いは流星の疑いがある怪異として生まれ、陰陽家に伺いが立てられて招魂祭や慎みが行われていた。

しかし、近世から現代にかけての怪異に関する伝承においては、発光するものの全てが嫌悪されているわけではない。光るものの正体が人魂や流星や動物や妖怪の場合は多くが忌避されるものの、正体が仏像など神や仏に関する場合は、ほとんどが好意的な縁起譚や霊験譚となっている。これは仏教が当初から持つ、放光を奇跡として尊ぶ性質の影響によるものであろう。日月以外の光に対する在来と仏教との好悪感覚の違いからは、人々に怪異として忌避されていた光の正体に、光を怖れぬ仏教の僧侶が関わることで、仏像やその用木を見出す、という形の新たな縁起譚が生み出されていることを指摘したい。

註

- (1) 『日本書紀』巻第一 一書第三『日本古典文学大系』六七 一一八頁 岩波書店、一九六七年)
- (2) 『日本書紀』巻第三『日本古典文学大系』六七 二〇七頁 岩波書店、一九六七年)
- (3) 〈日本書紀原文 全文検索サイト〉(フジタ企画・岩波古典文学大系本(卜部兼方・兼右本)一九九〇年発行版による <http://www.seisakubz/shoki/index.html> (二〇一七年一〇月三十一日アクセス))
- (4) 『日本書紀』巻第二『日本古典文学大系』六七 一三四頁 岩波書店、一九六七年)
- (5) 『日本書紀』巻第十五『日本古典文学大系』六七 四七二頁 岩波書店、一九六七年)
- (6) 他に光を放つものとして、巻十九に漂着した樟木とそれによって作られた吉野寺の放光仏、巻二十に渡来人の日羅が火焰の如き身光を放って暗殺者を恐れさせた事例があるが、これらの発光は仏教と関わりと想定されるので後章で考えたい。
- (7) 『日本書紀』巻第十五『日本古典文学大系』六七 五一六頁 岩波書店、一九六七年)

- (8) この箇所の解釈も同書の註による。
- (9) 東京大学史料編纂所〈大日本史料総合データベース〉<http://www.vap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller> (二〇一七年八月二十五日アクセス)『大日本史料』・史料稿本。
- (10) 『今昔物語集』『日本古典文学全集』二四 一一六〜一一九頁 小学館、一九七六年)
- (11) 〈日本古文书ユニオンカタログ〉<http://www.vap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller> (二〇一七年一月二日アクセス)の検索による。
- (12) 皇族・貴族の日記を集めた東京大学史料編纂所〈古記録フルテキストデータベース〉では、光物で二件が挙がり、室町時代の事例一七件のうち十一件の出典が『看聞日記』である。
- (13) 高谷知佳『怪異の政治社会学』(講談社選書メチエ 二〇一六年)第一章・第二章、参照。
- (14) <http://www.nichibun.ac.jp/YoukaiDB2/index.html> (二〇一七年八月一六日アクセス) 収録における定義等は同サイトの「怪異・妖怪とは」「データベース概要」参照。
- (15) 森俊秀「ショウネンタマの話―神戸近郊の経験とその分類―」『兵庫民俗』一卷一 号 十一頁 一九五二年(1870007) (以下末尾は怪異・妖怪伝承データベース番号)
- (16) 鈴木重光「飛びだまを見たはなし」『ひでばち』十三号二頁 一九五九年(1840097)
- (17) 本島知辰「月堂見聞集(上)」『続日本随筆大成』別巻二 二七五頁 吉川弘文館 一九八一年(6460002)
- (18) 本島知辰「月堂見聞集(中)」『続日本随筆大成』別巻三 一七八頁 吉川弘文館 一九八二年(6460013)
- (19) 堀田吉雄「多度神と其の信仰」『伊勢民俗』一卷二号 一〇頁 一九五一年(0150069)
- (20) 鈴木重光「飛びだまを見たはなし」『ひでばち』十三号 一〜二頁 一九五九年(1840095)
- (21) 榎戸貞次郎「芳賀郡の俚諺的俗信(一)」『旅と伝説』八巻十号 二八頁 一九三五年(1323989-001)
- (22) 渡邊不老「続新津郷怪奇談(四)」『高志路』通巻六五号 四二〜四三頁 一九四〇年(0780141)
- (23) 神谷養勇軒「新著聞集」『日本随筆大成』第二期五巻 三三三〜三一四頁 吉川弘文館 一九七四年(3490126)
- (24) 本島知辰「月堂見聞集(下)」『続日本随筆大成』別巻四 一八〜一九頁 吉川弘文館

- 館 一九八二年
- (24) 例えば直接「人魂」や「狐火」という光物の固有名詞で事項検索した場合は、「光」で検索した場合の約二倍の事例が挙がる。ただし固有名詞によっては、「木」や「石」のように光物としては意外な対象物を捉えられないので、ここでは「光」をキーワードに統一した。
- (25) <http://www.nichibun.ac.jp/YoukaiDB2/index.html> (二〇一七年八月一六日アクセス)
- (26) 怪異としての「目が光る」事例については、山本陽子「光るものは奇跡か妖怪かー和洋・神仏における発光するものへの好悪感の相違」徳田和夫編『東の妖怪・西のモンスターー想像力の文化比較ー』勉誠出版 二〇一八年刊行予定、第六章以下で扱う。
- (27) 千代延尚寿「神仏に縁ある話ー石見地方に於けるー」『旅と伝説』一〇四号 一九三六年 (1230326)
- (28) 菊池照雄「遠野のザシキワラシ」『あしなな』通巻一四〇号 十七頁 一九七四年 (0030297)
- (29) 『日本書紀』卷十三九恭天皇九月十二日条
- (30) 國學院大學民俗学研究会「三重県鈴鹿市旧樺村・庄内村」『民俗探訪』昭和四十七年度号 一三七〜一三八頁 一九七三年 (2863250)
- (31) 佐々木辰郎「昔の人達が見たという怪奇」『秋田民俗』通巻九号三六頁 一九八三年 (0020016)
- (32) 『大般若波羅蜜多經』(『大正新脩大藏經』第七卷 九六〇頁)
- (33) 『妙法蓮華經』(『大正新脩大藏經』第九卷 二頁)
- (34) 『日本書紀』卷第一九(『日本古典文学大系』六八 一〇四頁 岩波書店、一九六五年)
- (35) 林自光「雑説叢話」『日本随筆大成第二期』第八卷 三六七〜三六八頁 吉川弘文館 一九七四年 (3540019)
- (36) 岩崎安重「群馬県の伝説による玩具」『旅と伝説』通巻九二号 十五〜十六頁 一九三五年 (1232863)
- (37) 「第十二編口頭伝承 第二章伝説八 観音・薬師・地藏・不動の伝説(一) 観音の伝説」長野県史民俗編 南信地方(ことばと伝承)二巻三号 六〇二〜六〇三頁 一九八九年 (C2020434-000)
- (38) 永留久恵「対馬における蛇神の伝説」『日本民俗学』通巻一二五号 二〇頁 一九七九年 (1720050)
- (39) 三浦甚十郎平義陳「第三編 風土記・風俗帳五 天明八年伊達郡小手庄風土記」『福島県史 二四 民俗』二一〇四六頁 一九六七年 (C0720431-000)
- (40) 山岡俊明「紫のゆかり」『続日本随筆大成』第八卷 九〇頁 吉川弘文館 一九八〇年
- (41) 『日本書紀』卷第二〇(『日本古典文学大系』六八 一四六頁 岩波書店、一九六五年)
- (42) 詳細は、山本陽子「光るものは奇跡か妖怪かー和洋・神仏における発光するものへの好悪感の相違」徳田和夫編『東の妖怪・西のモンスターー想像力の文化比較ー』勉誠出版 二〇一八年刊行予定、第一章、参照。
- (43) 鹿哉翁「巷街贅説」『続日本随筆大成別巻』第一〇巻一六〜一八頁 吉川弘文館、一九八三年 (65-00296)
- (44) 藤重豊「三 自然を読む民俗：由宇町清水の山ノ神祭り」『山口県史資料編民俗一 民俗誌再考』二九二頁 二〇〇二年 (C3520040-000)
- (45) 藤田幸之介「白龍と貝ガラ公園について」『みなみ』第一号 二七頁 一九六六年 (2130050)
- (46) 神奈川県企画調査部県史編集室「第六編信仰生活 第一章神事・祭祀 第一節神事(神幸祭他)」『神奈川県史 各論編五 民俗』七〇七頁 一九七七年 (C140039-000)
- (47) 萩元義房「千代の伝説」『伊那』通巻六六八号四八〜四九頁 一九八四年 (0160146)
- (48) 大嶋善孝「絵や彫刻が悪戯をする話」『民具マンスリー』三四巻六号五〜六頁 二〇〇一年 (2190128)
- (49) 大嶋善孝「絵や彫刻が悪戯をする話」『民具マンスリー』三四巻六号 五頁 二〇〇一年 (2190127)
- (50) 大嶋善孝「絵や彫刻が悪戯をする話」『民具マンスリー』三四巻六号 五頁 二〇〇一年 (2190126)
- (51) 大嶋善孝「絵や彫刻が悪戯をする話」『民具マンスリー』三四巻六号 六頁 二〇〇一年 (2190129)
- (52) 伊藤一郎「佐賀県大浦村竹崎観音堂の鬼祭り」『旅と伝説』通巻一一二号 四六頁 一九三七年 (1230486)
- (53) 大嶋善孝「絵や彫刻が悪戯をする話」『民具マンスリー』三四巻六号一〜二頁 一一〇頁 二〇〇一年
- (54) 羽賀正太郎「道志の伝説」『あしなな』通巻二二号 二一〜二二頁 一九三九年 (0030002)
- (55) 山本陽子「長谷寺縁起絵巻」の御衣木伝承を考えるー投木の祟り鎮めとしての造

像と靈性の根拠―『仏教美術論集六 組織論―制作した人々』九一―一〇七頁 竹林舎 二〇一六年、参照

(56) 実際、江戸時代には、このような仏教における光の靈験感を悪用し、「済松寺の森から早稲田目白の辺りへ、夜な夜な光り物が現れた。寺社奉行が調べるとそれは寺僧の仕業で、開帳が近いから人を集めるために地蔵の奇特に見せかけるためにした」という(和田烏江「異説まぢまぢ」『日本随筆大成第一期』第一七卷 一三六頁 吉川弘文館 一九七六年(314003))のような、寺僧による偽の光物まで演出されている。